

平成 27 年度

生体電磁環境研究に係る提案公募

提案要領

平成 27 年3月

総務省

# 目 次

1. 概要 .....	1
2. 応募資格 .....	1
3. 研究課題等 .....	1
4. 応募に必要な書類 .....	2
5. 委託先候補の選定及び採択 .....	2
6. 契約 .....	3
7. 研究者の雇用等 .....	4
8. 研究成果 .....	4
9. 購入設備の扱い .....	5
10. 次年度以降の扱い .....	5
11. 応募の手続 .....	6
12. 研究の適正な執行について .....	6
13. その他.....	7
14. 問い合わせ及び提出先 .....	7

別紙1 <基本計画書>生体電磁環境研究

別紙2 対象経費(直接経費)の範囲

別紙3 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

(平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課)

別紙4 情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(第2版)

(平成19年3月 総務省)

別紙5 研究委託契約経理処理解説 (平成26年10月 総務省)

別紙6 研究委託契約経理処理様式 (平成26年10月 総務省)

総務省では、電波法第103条の2第4項第4号に基づき、電波の人体等への影響に関する調査に資する生体電磁環境研究の各課題について、委託による研究(以下「委託研究」という。)を実施します。

本委託研究では、民間企業等の研究機関における知見や技術、ノウハウを活用して、電波の人体への影響を科学的に解明することにより、国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築することを目指します。

## 1. 概要

本委託研究は、総務省が生体電磁環境研究に資する研究課題を指定した上で研究提案を公募・採択し、民間企業等の研究機関に委託することにより実施するものです。

- (1) 総務省が指定する研究課題に対して受託を希望する研究機関は、所定の提案書を総務省に提出することにより、応募することができます。
- (2) 提案書について、後述の「5. (2)選定基準」に基づき外部評価を行い、総務省が委託先候補となる研究機関を選定します。
- (3) 選定された研究機関は、総務省との間で委託契約を締結し、研究を実施します。

## 2. 応募要件

以下の a. から f. までの要件を満たす、単独ないし複数の企業、大学、公益法人等の研究機関とします。

- a. 当該研究課題に係る研究又は関連研究についての研究の実績を有し、かつ、研究目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ研究機関であること。
- c. 当該委託研究を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- d. 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- e. 研究成果の公開に積極的な貢献が可能であること。
- f. 当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合(以下このような形態で実施される研究を「共同研究」という。)、各研究機関の役割と責任が明確に示されていること。また、各研究機関の取りまとめを行う代表的な研究機関(以下「代表研究機関」という。)が定められていること。

## 3. 研究課題等

次表の研究課題に対する提案を公募します。

実施予定額の初年度上限については、以下のとおり想定していますが、外部評価の結果等を踏まえ確定します。また、実施期間は目途として示しているものです。

研究課題	実施予定額 (初年度上限)	実施期間 (目安)
ミリ波ばく露時の温熱知覚閾値に関する研究	40百万円程度	3か年
無線通信等による電波ばく露の定量的実態把握と脳腫瘍の罹患状況に基づくリスク評価	35百万円程度	3か年
中間周波数帯の電磁界（特に100kHz帯の磁界）における非熱的生体作用の検討	55百万円程度	3か年

各研究課題の具体的な内容、到達目標、実施期間(目途)等については、別紙1の基本計画書を参照してください。

総務省が負担する経費の範囲は、当該研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接的に必要な経費(直接経費)とそれ以外の諸経費(一般管理費)及びこれらに係る消費税(消費税+地方消費税)額とします。直接経費の範囲については、別紙2の「対象経費(直接経費)の範囲」とし、一般管理費は直接経費の10%以下とします。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までには研究機関(共同研究の場合は、代表研究機関)と総務省との間で調整の上、内容の修正等を行っていただくことがあります。

#### 4. 応募に必要な書類

提案書などの応募に必要な書類(提出書類)等については、「提案書作成要領」に記載しております。提案書作成要領に示す様式以外での応募は認められませんので御注意ください。

提案書受付時には「受付通知」を送付します。提案書送付後1週間を経過しても「受付通知」が届かない場合には、担当係(「14. 問合せ及び提出先」参照)まで電話にて御連絡ください。郵送の過程における事情等により提案書が未着となった場合の責任は一切負いかねますので御了承ください。

なお、提案書の返却は致しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。(ヒアリング等で必要となる場合があります。)

#### 5. 委託先候補の選定及び採択

##### (1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部評価を行い、その結果を受けて総務省が行います。

##### (2) 選定基準

選定に当たっては、次に挙げる項目を中心として、総合的に評価を行います。

- ① 研究手法の有効性・効率性(研究手法が目的を達成するために妥当かどうか。技術的に優れているかどうか。)
- ② 実施計画の妥当性(研究の実施計画が効率的に組まれているかどうか。)
- ③ 実施体制の妥当性(研究の実施体制が適切かどうか。)
- ④ 補助的な観点(研究実績等)
- ⑤ 総合評価(総合的に見てどうか。)

### (3)追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出等をお願いすることがあります。

### (4)ヒアリングの実施

委託先候補の選定に当たり、原則として、提出された提案書及び追加資料の内容について、ヒアリングを実施します。(ヒアリングは日本語で行います。)  
ヒアリングの詳細については、提案書を受け付けた後、別途連絡します。

### (5)採択及び通知

総務省は、外部評価をもとに委託先候補となる研究機関を選定した後、当該研究機関(共同研究の場合は、代表研究機関)に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択を行います。採否の結果は、総務省から当該研究機関(共同研究の場合は、代表研究機関)宛てに通知します。

### (6)その他

採択された提案を実施するに当たり、研究機関と総務省との間で委託契約を締結することとなりますが、当初提案の研究費は、契約の金額を保証するものではありません。必要に応じて修正計画を提出していただく場合があります。この場合において、研究機関との間で必要な契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。

## 6. 契約

### (1)契約期間

委託研究の契約は単年度契約となります。次年度以降については継続評価の結果に基づき、別途契約する(又はしない)こととなります。

### (2)契約の形態

共同研究を行う場合は、総務省は全ての研究機関と直接契約を結びます。再委

託は原則不可とします。

### (3) 契約書について

原則として、契約は総務省の委託契約書によるものとします。

国立大学法人等において受託研究契約書を使用する場合には、その内容について協議するとともに、必要に応じて、加筆・修正・削除し、あるいは別途取決めを交わしていただくことがありますので、御了承ください。

## 7. 研究者の雇用等

研究者を新たに必要とする場合には、研究費の範囲内において研究機関で雇用することができます。

雇用に関する責任は全て研究機関にあり、本委託において実施する研究そのものとは関わりがありませんので、御留意ください。

## 8. 研究成果

### (1) 研究成果報告書

研究開発により知的財産権(特許権その他政令で定める権利)が発生した場合、「産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条」の規定に基づき、以下の要件を満たすことにより、研究開発を実施した研究機関に帰属させることが可能です。

### (2) 研究成果の帰属

研究実施中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件(以下参照)の下、100%受託者側に帰属させることが可能です。

条件(遵守項目)

- ・委託研究に係る成果(研究の実施により新たに発見ないし生み出されたもの全てをいい、知的財産権等に関するもの、ノウハウに関するもの等全てを含む。)が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告すること。
- ・総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
- ・当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- ・第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権

若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、一部の場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けること。

- ・上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

## 9. 購入設備の扱い

研究に必要な設備の調達は原則としてリースとしていただきますが、やむを得ず購入する場合は、以下のとおりとします。

### (1) 管理・維持

原則として、契約先である研究機関が購入設備の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

### (2) 研究終了後の扱い

研究終了後、購入設備の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取扱いについては、別途協議することとします。

## 10. 次年度以降の扱い

契約は年度単位で締結しますので、次年度以降は研究を継続して実施するための提案及び契約が必要となります。なお、予算等の削減により当初予定の実施期間より短くなることもありますので、御留意ください。

毎年度の契約更新に当たり、研究の実施状況が適切であるかを確認するとともに、引き続き同一の研究機関に委託することが妥当かどうか判断するために継続評価を行います。継続評価の詳細は以下(1)～(3)のとおりです。

### (1) 継続評価

継続提案書により、研究の進捗状況、研究資金の使用状況及び研究実施計画等について有効性、効率性の観点を含め総合的に評価し、その評価結果において適切と判断された場合に、総務省は次年度の契約をします。次年度の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しません。

なお、必要に応じて、ヒアリングを実施します。

### (2) 継続提案書

継続提案書の内容は、実施年度の研究進捗状況の報告及び研究資金の使用状況並びに次年度以降の研究計画等が分かる内容の書類から構成されます。

### (3) 継続提案書提出時期

継続提案書の提出時期は契約を締結した年度の1月～2月頃を予定しています。

## 11. 応募の手続

### (1) 提案書作成要領及び提案書様式の入手

応募に際して、所定様式を用いますので、本公募に係る総務省報道発表ホームページから提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

### (2) 提案書の提出

応募される研究機関は、平成 27 年4月6日(月)(必着)までに、総務省担当係宛て(「14. 問合せ及び提出先」参照)に、提案書1部及びその写し1部(写しは製本していないもの)、その他提案に必要な書類等1式を送付してください。

持込みは原則として不可としますが、やむを得ない場合には、事前連絡の上、当日の正午(時間厳守)までに持ち込んでください。

※ 共同研究を行う場合、提案書等は代表研究機関が取りまとめの上、総務省に提出してください。

### (3) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下のとおり想定していますが、外部評価の状況等により前後することがあります。

4月中旬	～	4月下旬	外部評価を行い、これをもとに委託先候補となる研究機関を選定
4月下旬	～	5月中旬	採択・不採択通知の送付
採択通知後			研究機関との調整が終わり次第、速やかに契約を締結し、研究を実施

## 12. 調査研究の適正な執行について

総務省では、公的研究資金による研究の効果的・効率的な推進、及び研究の適正な執行に向け、以下の取組を進めています。課題への応募、及び研究の実施に当たっては、これらの事項を遵守していただきますので、御留意ください。

### (1) 研究費の不正な使用等に対する対応

研究者等による公的研究資金の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものであり、決して許されるものではありません。

総務省では、文部科学省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)を踏まえ、別紙3の



「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課決定)を策定し、研究機関に対して研究資金の適正な管理に必要な措置を講じるよう求めるとともに、研究費の不正使用に対して厳格な措置(資金配分の打ち切り、応募申請の制限等)を講じることとしています。

## (2)研究上の不正行為に対する対応

研究上の不正行為(研究成果の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」)は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において科学技術そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げるものであることから決して許されるものではなく、研究機関や総務省はその究明に際して厳しい姿勢で臨まなければなりません。

総務省では、総合科学技術会議による指摘「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日)を踏まえ、別紙4の「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(第2版)」(平成19年3月)を策定し、研究機関に対して必要な措置(不正に関する調査、処分等)を講じるよう求めるとともに、研究上の不正行為に対して厳格な制裁措置(資金配分の打ち切り、応募申請の制限等)を講じることとしています。

## 13. その他

本要領に定めるところによるほか、新たに要領として取り決めるべき事項が生じた場合には、総務省はこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)で公開します。

また、委託先に対して、基本計画書に示すほかに、関係省庁との連携等、政府としての基本方針や取組に御協力をお願いすることがあります。

## 14. 問合せ及び提出先

研究課題、基本計画書の内容、提案書の作成、提出方法等に関する問合せ及び提案書等の提出先は、次のとおりです。

総合通信基盤局電波部電波環境課生体電磁環境係

住所 : 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

TEL : 03-5253-5905

FAX : 03-5253-5914

E-mail<sup>(注)</sup> : [d-bougo/atmark/soumu.go.jp](mailto:d-bougo/atmark/soumu.go.jp)

注 このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。使用の際は、/atmark/を、@に置きかえてください。